

平成25年度水質検査計画書

平成25年3月

白井市水道事業

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査を行う地点、項目、頻度
 - 図－1 水質検査地点
 - 表－1 水質基準項目（50項目）
 - 表－2 水質検査計画一覧表
4. 臨時の水質検査
5. 水質検査の方法
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
7. 水質検査結果の評価
8. 水質検査計画の見直し
9. 関係者との連携

1. 基本方針

白井市水道事業（以下、「市営水道」という。）を利用されている皆様に安全な水道水を供給するため、適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を策定し、その検査結果を公表することとします。

2. 水道事業の概要

市営水道の内容は次のとおりです。

- 1) 給水区域 富士(全域)、白井(一部)、復(一部)、根(一部)、
(大字) 木(一部)、富塚(一部)、折立(一部)、西白井(全域)
但し専用水道を除く。

※ 千葉ニュータウン区域（当初の計画区域）の水道は千葉県水道局（以下、「県営水道」という。）です。

県営水道の給水区域は、池の上、大山口、けやき台、桜台、笹塚、清水口、大松、七次台、野口、堀込、南山の全域及び木、清戸、富塚、十余一、根、復、谷田の一部区域です。

- 2) 水源の名称 利根川水系利根川
3) 水源の種類 市営水道は、水源を印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業（以下、「印旛広域水道用水供給事業」という。）に求め、全量浄水受水として給水を行っています。

なお、印旛広域水道用水供給事業では、施設の運転及び管理を県営水道に委託しており、水運用計画により市営水道の原水は暫定的に利根川水系江戸川からの取水となっております。浄水場の名称及び浄水処理方法並びに原水及び浄水の水質状況については、下記のホームページにて閲覧できます。

『印旛広域水道用水供給事業』ホームページ

<http://www.catv296.ne.jp/~kouiki-w/>

『千葉県水道局』ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>

3. 水質検査を行う地点、項目、頻度 (図-1)

水質検査における採水地点の選定を配水系統毎に実施するため、水質検査地点を3系統（富士地区、白井地区、西白井地区）の給水栓と定め、平成25年度の水質検査を次の通り実施することとします。

（検査項目と検査頻度） 水道法第20条第1項で義務付けられている検査です。

(1) 毎日検査

色、濁り及び消毒の残留効果の検査並びにpH値の検査を1日1回行います。

(2) 水質基準項目（50項目）

表-1、表-2に示すとおり毎月1回行います。ただし、条件によって省略が可能であることから項目ごとに実施する回数が異なります。

(3) 受水地点における検査

印旛広域水道用水供給事業では浄水供給地点（白井市受け渡し地点）において検査を実施しています。

詳細は、印旛広域水道用水供給事業の平成25年度水質検査計画によります。

水質検査地点

市営水道給水区域における水質検査地点は、以下の3地点となります。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 富士地区（富士センター） | 住所：富士239-2 |
| 2. 白井地区（白井ちびっこ広場） | 住所：根60-27 |
| 3. 西白井地区（富塚公園） | 住所：西白井2-17 |

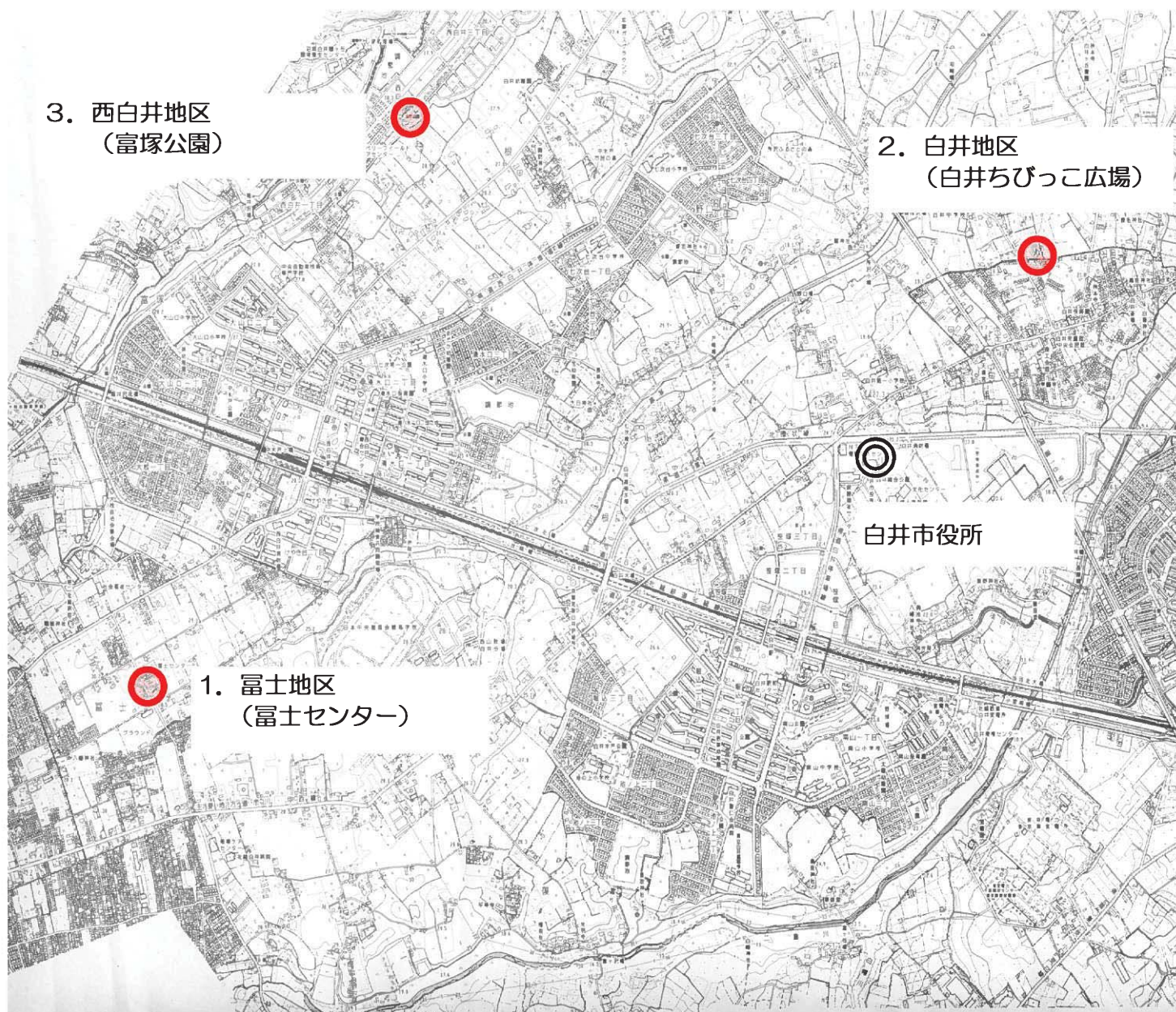


表-1 (2)水質基準項目(50項目)

	項目	基準値	検査頻度	検査の省略頻度	H25年度検査頻度	頻度決定理由				
1	一般細菌	100個/mL	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目				
2	大腸菌	検出されないこと								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	1回/3ヶ月	①※(過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合→1回/年 1/10以下の場合→1回/3年)	1回/年	過去3年間の結果が基準値の1/10以下だが、一層の安全性確保のため年1回の検査とする				
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L								
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L								
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L								
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L								
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L								
12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L								
13	四塩化炭素	0.002 mg/L								
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L								
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L					1回/3ヶ月	省略不可	1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため
16	ジクロロメタン	0.02 mg/L								
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L								
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/L								
19	ベンゼン	0.01 mg/L								
20	塩素酸	0.6 mg/L								
21	クロロ酢酸	0.02 mg/L								
22	クロロホルム	0.06 mg/L								
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L								
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L								
25	臭素酸	0.01 mg/L								
26	ジトリハロメタン	0.1 mg/L								
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L								
28	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L								
29	プロモホルム	0.09 mg/L								
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	1回/3ヶ月	省略不可	1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため				
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L								
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L								
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L								
34	銅及びその化合物	1.0 mg/L								
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L								
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L								
37	塩化物イオン	200 mg/L					1回/月	②	1回/月	機器による連続計測を実施していないため
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L								
39	蒸発残留物	500 mg/L					1回/3ヶ月	①	1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L								
41	ジェオスミン	0.00001 mg/L					6回/年	葉類の発生が多い時期	2回/年	葉類の発生が多い夏場(7~8月)に実施する
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L								
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L					1回/3ヶ月	①	1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため
44	フェノール類	0.005 mg/L								
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3 mg/L	1回/月	②※(機器により連続計測している場合→1回/3ヶ月)	1回/月	機器による連続計測を実施していないため				
46	pH値	5.8~8.6								
47	味	異常でないこと								
48	臭気	異常でないこと								
49	色度	5度								
50	濁度	2度								

表-2

平成25年度 白井市水道水質検査計画一覧表

区分	検査項目	基準値 (mg/L)	検査 方法	検査 頻度	水質検査地点(採水地点) 富士地区、白井地区、西白井地区 計3地点															
					採			取			月			日						
					平成25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月				
	色、濁り、消毒の残留効果、pH値	—	主	1回/日	毎 日 実 施															
健康 に 関 す る 項 目	病原微生物	1 一般細菌	100個/ml	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		2 大腸菌	不検出	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3 カドミウム及びその化合物	0.003	委託	1回/年															
	金 属 類		4 水銀及びその化合物	0.0005	委託	1回/年														
			5 セレン及びその化合物	0.01	委託	1回/年														
			6 鉛及びその化合物	0.01	委託	1回/年														
			7 ヒ素及びその化合物	0.01	委託	1回/年														
			8 六価クロム化合物	0.05	委託	1回/年														
			9 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	委託	1回/3月	省略不可		○				○					○		
		無 機 物		10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	委託	1回/年													
				11 フッ素及びその化合物	0.8	委託	1回/年													
			12 ホウ素及びその化合物	1.0	委託	1回/年														
			13 四塩化炭素	0.002	委託	1回/年														
			14 1,4-ジオキサン	0.05	委託	1回/年														
			15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	委託	1回/年														
	有 機 物			16 ジクロロメタン	0.02	委託	1回/年													
				17 テトラクロロエチレン	0.01	委託	1回/年													
				18 トリクロロエチレン	0.01	委託	1回/年													
				19 ベンゼン	0.01	委託	1回/年													
			20 塩素酸	0.6	委託	1回/3月	省略不可		○				○					○		
	消毒剤・ 消毒副生成物		21 クロロ酢酸	0.02	委託	1回/3月	省略不可													
			22 クロロホルム	0.06	委託	1回/3月	省略不可													
			23 ジクロロ酢酸	0.04	委託	1回/3月	省略不可													
			24 シプロモクロロメタン	0.1	委託	1回/3月	省略不可													
			25 臭素酸	0.01	委託	1回/3月	省略不可													
			26 総トリハロメタン	0.1	委託	1回/3月	省略不可													
			27 トリクロロ酢酸	0.2	委託	1回/3月	省略不可													
			28 ブロモジクロロメタン	0.03	委託	1回/3月	省略不可													
			29 ブロモホルム	0.09	委託	1回/3月	省略不可													
			30 ホルムアルデヒド	0.8	委託	1回/3月	省略不可													
性 状 に 関 す る 項 目	金 属 類	31 亜鉛及びその化合物	1	委託	1回/年															
		32 アルミニウム及びその化合物	0.2	委託	1回/3月			○												
		33 鉄及びその化合物	0.3	委託	1回/年			○												
		34 銅及びその化合物	1	委託	1回/年			○												
	無 機 物	35 ナトリウム及びその化合物	200	委託	1回/年			○												
	金 属 類	36 マンガン及びその化合物	0.05	委託	1回/年			○												
	その 他	37 塩化物イオン	200	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	金 属 類	38 加力マグネシウム等(硬度)	300	委託	1回/3月															
		39 蒸発残留物	500	委託	1回/3月															
	有 機 物	40 陰イオン界面活性剤	0.2	委託	1回/年															
		41 ジェオスミン	0.00001	委託	夏季2回/年				○	○										
		42 2-メチルイソボルネオール	0.00001	委託	夏季2回/年				○	○										
		43 非イオン界面活性剤	0.02	委託	1回/3月															
		44 フェノール類	0.005	委託	1回/3月															
		45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
そ の 他	46 pH 値	5.8~8.6	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	47 味	異常でない	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	48 臭気	異常でない	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	49 色度	5	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	50 濁度	2	委託	1回/月	省略不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					月ごとの検査項目数															

採水地点の場所は右のとおり

富士地区
白井地区
西白井地区

富士239-2(白井市富士センター)
根60-27(白井ちびっこ広場)
西白井2丁目17(富塚公園)

4. 臨時の水質検査

供給する水道水が下記の理由により水質基準に適合しないおそれがあるとき、水質基準項目を中心に、状況に応じた項目について臨時の水質検査を行います。

- 1) 定期検査により水質異状が判明した場合。
- 2) 印旛広域水道用水供給事業又は千葉県水道局から水質事故の連絡を受けたとき。
- 3) 給水区域及びその周辺等に消化器系感染症が流行している場合。
- 4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- 5) その他必要があると認められる場合。

5. 水質検査の方法

毎日検査は、比色定量法（消毒の残留効果、pH値）及び目視（色度、濁度）で市が行います。

水質基準項目（50項目）は、委託検査機関にて行います。委託先は、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録検査機関とし、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により検査を行うことを確認します。

また、検体の採取は委託検査機関が行い、自らの検査機関へ搬入した後速やかに検査を行います。

臨時の水質検査についても委託検査機関に依頼し、速やかに検査結果を報告させ、原因究明を行います。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表の方法は、ホームページに掲載及び上下水道課窓口での公表とします。ただし、検査結果（毎日検査）については、上下水道課窓口で公表します。

検査結果（水質基準項目）については、毎月ホームページを更新し最新の結果を掲載します。

水質検査計画について、皆様のご意見を随時募集します。

7. 水質検査結果の評価

検査機関の水質分析速報値の結果、異常値が検出された場合は、その情報を速やかに報告させ、原因究明や再検査等の対応を行います。

8. 水質検査計画の見直し

水質基準等の改正を踏まえ、翌年度の水質検査計画の項目や頻度に反映します。

また、皆様からいただいた水質検査計画へのご意見も参考としながら、水質検査計画の見直しの検討を行います。

9. 関係者との連携

水質異常が判明した場合や消化器系感染症が発生した場合には、印旛郡市広域市町村圏事務組合、千葉県水道局、千葉県印旛健康福祉センター（印旛保健所）など関係機関と連携し、迅速に対応します。

問合せ先 白井市 環境建設部 上下水道課 維持管理班
〒270-1492 白井市復1 1 2 3
TEL 047-492-1111（内線 3454、3455）
FAX 047-492-6377
Eメール jouge-suidou@city.shiroi.chiba.jp
ホームページ <http://city.shiroi.chiba.jp/>

※ 印旛広域水道用水供給事業の問合せ先

印旛郡市広域市町村圏事務組合 水道企業部 工務課 管理班
〒285-0061 佐倉市高崎9 4 8 番地
TEL 043-486-3307
FAX 0473-486-3308
ホームページ <http://www.catv296.ne.jp/~kouiki-w/>

※ 千葉県営水道の問合せ先

千葉県水道局 船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所
〒270-4342 印西市高花2 - 1 - 4
TEL 0476-46-3514（代表）
FAX 0476-46-3510
ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>